

## 第9回延岡市農業委員会会議録

(平成30年2月28日)

1. 開催日時 平成30年2月28日(水) 午後9時30分から午後10時20分
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 17名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	原田博史	2	甲斐壽徳	3	井本みつよ
4	柳田慧子	5	松下康廣	6	織田竜二
7	安藤重徳	8	高橋正二	9	
10	片伯部芳徳	11	吉本尚人	12	田口正幸
13	松田宗史	14	大戸孝一	15	遠田祐星
16	佐藤純子	17	牧野博文	18	花畑志良一
19					

4. 欠席委員 2名 遅刻 1名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 20名

出席推進委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐幸元	2	佐野栄一	3	久富喜良
4	梅田稔夫	5		6	黒田啓睦
7	山田博敏	8	榎本毅	9	甲斐秀雄
10	矢山慶夫	11	田中昇	12	甲斐安太郎
13	岩切健	14	緒方武彦	15	福谷洋朗
16	木村俊一	17	田口誠	18	松原学
19		20		21	赤木常信
22	黒田五司	23	甲斐信良		

## 6. 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 49 号 農地法第3条の規定による賃借権の設定について  
議案第 50 号 農地法第3条の規定による所有権の移転について  
議案第 51 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権・JA）  
議案第 52 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権・中間管理機構）  
議案第 53 号 農地買受適格証明願いについて  
議案第 54 号 農地法第4条許可申請について  
議案第 55 号 農地法第5条許可申請について  
議案第 56 号 非農地証明願いについて  
議案第 57 号 農地あっせん委員の指名について

- 報告第 24 号 農地法第5条届出について  
報告第 25 号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第 26 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

- 協議第 10 号 農用地利用配分計画（案）について

その他

## 7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	鬼塚 重敏	局長補佐兼 農地係長	甲斐 武親	副主幹兼 農政係長	佐藤 英男
主 査	黒木 政良	北川産業建設課 専門主事	宮野 豊	北浦産業建設課 専門主事	高橋 修

## 8. 会議の概要

議 長	<p>皆さんおはようございます。</p> <p>今年の冬は非常に厳しい寒さだったのですが、最近すっかり暖かくなってきて3月になると平年より暖かくなるような予報もでております。昨日、延岡市の3月定例会市議会が開会しまして出席したのですが、新市長である読谷山市長が一次産業を強化するとの話がありました。また、現場主義との話があり、できるだけ市内に出て行きたいとの話もありましたので、皆さんもお会いする機会があると思います。その節はよろしくお願ひいたします。</p> <p>また先月の総会より農地最適化推進委員の方も一緒に出席することとなりましたが、内容等につきましては検討委員会で審議していますが、なかなか決まらずにいます。本日も総会終了後に打ち合わせをして皆様の意見をお聞きしたいと思います。</p> <p>それでは、ただ今から第9回、延岡市定例農業委員会を開催いたします。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは事務局より報告いたします。</p> <p>委員総数19名中16名の出席を得ております。従いまして農業委員会に関する法律並びに延岡市農業委員会規則第11条の規定による過半数に達しているため、本会が有効に成立していることを報告いたします。</p>
議 長	<p>本日の議事録署名委員は、委員番号10番、片伯部芳徳委員と委員番号12番、田口正幸委員のお二人をお願いしたいと思います。</p> <p>本日の予定ですが、議案第49号の農地法第3条の規定による賃借権の設定についてから議案第57号農地あっせん委員の指名についてまで議案9件、報告案件が3件、協議案件が1件となっています。</p> <p>それでは議案第49号農地法第3条の規定による賃借権の設定について提案いたします。なお、整理番号1番については、下限面積の関係上、議案第50号 農地法第3条の規定による所有権の移転についての整理番号1番と併せての承認となります。それでは議案第49号の整理番号1番と議案第50号の整理番号1番の説明を委員番号8番 高橋正二委員よりお願いいたします。</p>
高橋委員	<p>おはようございます。委員番号8番の高橋です。議案第49号の整理番号1番について説明させていただきます。農地の所在は沖田町2356番2で地目は田 面積509㎡です。貸人は平原町在住の51歳の方で借人は仕事の関係上、日之影町に住所を置いておりますが実際は平原町に住んでいる55歳の方です。経営状況は1,940㎡で労力人は5人となっています。申請理由は経営規模拡大です。2月25日に借り受け人と推進委員の甲斐安太郎委員と私の3人で現地調査を行いました。地域との調和要件については問題なく許可相当と判断しました。皆様のご審議の程をよろしくお願ひいたします。</p> <p>続きまして議案第50号の整理番号1番について説明いたします。農地の所在は沖田町2357番で地目は田の1,018㎡です。譲渡人は平原町在住の64歳の方で、譲受人は先ほど議案第49号で説明した55歳の方です。理由としましては農業経営規模拡大です。2月25日の同じ日に譲受人と甲斐安太郎推進委員と私の3名で現地調査を行いました。地域との調和要件につきましては何ら問題無く、また本人が農業が好きで将来的な準備がしたいとのことで許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくお願ひしたいと思います。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。続きまして事務局より判断根拠の説明をお願いいたします。</p>

事務局	はい。それでは調査書をご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで議案第49号の整理番号1番と議案第50号の整理番号1番については問題ありませんでした。第7号につきましては、ただ今、高橋委員より説明及び現地調査の結果報告がありました。地域との調和要件など問題無いとのことなので農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。
議長	ただ今、高橋委員及び事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 続きまして議案第50号、農地法第3条の規定による所有権の移転について提案いたします。それでは、整理番号2番について委員番号3番 井本みつよ委員より説明をお願いいたします。
井本委員	おはようございます。委員番号3番 井本です。整理番号2番についてご説明いたします。所在地は北川町川内名の田12筆で面積が1,628㎡です。譲渡人は北浦町在住の方で自営業をされております。譲受人は北川町在住の公務員の方です。譲受人が定年後のために経営規模拡大されたものです。譲渡人と譲受人の父がいとこ同士です。 2月22日に私と矢野推進委員と譲受人の父の立会いの下で現地調査を行いました。現地にはすでにシキミが植えてあり、現在は譲受人の父親が中心となってシキミ栽培をしておりますが、譲受人も休日には手伝っております。調査の結果、特に問題はありませんでした。皆様方のご審議のほどをよろしくお願いいたします。
議長	続きまして整理番号3番について委員番号15番 遠田祐星委員より説明をお願いいたします。
遠田委員	委員番号15番 遠田です。整理番号3番について説明いたします。所在は二ツ島町の登記地目 田で522㎡、902㎡、合計1,424㎡の2筆です。譲渡人は大分県在住の男性の方で譲受人は無鹿町在住の男性の方です。譲受人の経営状況は27,483㎡、労力人は5人です。理由は経営規模拡大ということです。2月26日に推進委員の佐野さんと譲受人と私の3人で現地調査を行いました。今回、902㎡の農地が別の地番と一続きで耕作されており譲渡人、譲受人共に知らないままでした。実際の登記状況を本人に伝え今後の対策を伝えました。これを踏まえ地域の調和要件も問題ないと判断しました。どうかご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	はい。ありがとうございました。続きまして整理番号4番・5番について委員番号2番 甲斐壽徳委員より説明をお願いいたします。
甲斐委員	委員番号2番 甲斐です。4番と5番について説明いたします。まず4番ですが農地

	<p>の所在が大貫町で畑1筆の19㎡です。譲渡人は大貫町在住の男性の方で譲受人は浜町在住の男性の方です。今回、経営規模拡大という事で申請が上がってきております。</p> <p>2月26日に山田推進委員と現地調査を行いました。譲受人は浜町在住であります、大貫町にたまねぎを作っており何ら問題ないと判断いたしました。</p> <p>続いて5番について説明いたします。農地の所在が天下町で田が7筆の1,468㎡です。</p> <p>譲渡人、譲受人ともに天下町在住の方で親子関係でありまして理由が後継者への一部贈与ということで今回の申請となっております。</p> <p>2月26日に山田推進委員と現地調査を行いました。譲受人も会社を定年退職後、水稲や野菜などを耕作しており、何ら問題ないと判断しました。</p> <p>4番・5番とも地域との調和要件につきましては問題ないと判断しましたので皆様のご審議をよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。続きまして整理番号6番から9番まで私の方で説明させていただきます。</p>
会 長	<p>予定していた日に都合で行けなかったのが2月26日に梅田推進委員に行っていたので譲渡人、譲受人と立会いをしていただきました。昨日、私も現地を確認した所です。隣接する田と200mほど離れた所の田を交換するもので市街化区域の準工業地帯の中の田です。いつでも転用できる区域内の農地であります。</p> <p>整理番号6番の790㎡と整理番号9番の221㎡が隣同士で所在しております。同じく整理番号7番と8番が同じ面積で、隣同士で所在しており、これを3名の方で交換することとなりました。一番歳の若い方が代替地を欲したのであとの2名が今回、農地を手放しても良いとのことなので今回の申請となりました。議案書にあるとおり経営状況も労力人も何ら問題ありません。また、地域との調和要件についても問題ないと判断しております。皆様のご審議のほどをよろしく願いいたします。以上です。</p>
議 長	<p>次に判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは調査書をご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで8件すべて問題ありませんでした。第7号につきましては、ただ今、各委員より説明及び現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとのことなので農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、各委員及び事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。</p> <p>続きまして議案第51号 農業経営基盤強化促進法第18条の0規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は延岡農業協同組合分です。</p> <p>なお、整理番号6番については、委員番号17番 牧野博文委員と関連がございます</p>

	<p>ので退室後の審議となります。それでは事務局より整理番号1番から5番までの説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それでは議案第51号、農用地利用集積計画（JA延岡分）の整理番号1番から5番までについて説明いたします。議案書は7ページと8ページとなります。貸し人や借り人等の詳細については議案書に記載のとおりで契約内容は5年の賃借権若しくは使用賃借権となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。 推進委員の方でも構いません、ご質問等ございましたらお願いいたします。 何かございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 続きまして整理番号6番について審議いたします。牧野博文委員は退室をお願いいたします。</p> <p>(牧野委員退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それでは議案第51号、整理番号6番について説明いたします。議案書は8ページとなります。貸し人は浜町在住の男性の方で借り人は片田町在住の男性の方です。農地の所在は片田町で田が1筆の1,018㎡です。契約内容は5年の賃借権となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 牧野博文委員の入室をお願いいたします。</p> <p>(牧野委員入室)</p>

議 長	<p>続きまして議案第 5 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は農地中間管理機構分です。</p> <p>それでは事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは議案第 5 2 号、農用地利用集積計画（農地中間管理機構分）について説明いたします。議案書は 10 ページと 11 ページとなります。貸人の詳細については議案書に記載のとおりで、借り人は公益社団法人宮崎県農業振興公社となっています。契約内容は 10 年間の賃借権若しくは使用貸借権となっています。この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
片伯部委員	<p>お伺いいたします。契約内容の賃借料の中には水利費も含めた金額になっているのでしょうか。それとも別になっているのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>水利費については農協の分と同じで水利費については、貸し人と借り人とで協議していただいてどちらが支払うかということを決定していただき、その上で賃借料がいくらでということになります。以上です。</p>
議 長	<p>どちらが支払わなければならないかの規定はないのですか。</p>
事 務 局	<p>規定はありません。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。</p> <p>続きまして議案第 47 号、農地法第 4 条許可申請について提案いたします。この案件は県に進達する分です。</p> <p>それでは整理番号 1 番・2 番について委員番号 7 番、安藤重徳委員より説明をお願いいたします。</p>
安藤委員	<p>委員番号 7 番の安藤です。整理番号 1 番・2 番についてご説明いたします。所在は北川町長井本村で畑 1 筆の 115 m<sup>2</sup>です。申請人も北川町長井在住の方です。2 月 26 日に、県の担当者、事務局の方と申請人、推進委員の甲斐信良委員と私の代理で現地調査を行いました。申請地はすでに農業用の倉庫が建っており、トラクターなどの農業用機械が入っております。追認申請ということで始末書の添付もなされております。雨水等含め何ら問題無いと判断しました。以上で整理番号 1 番の説明を終わります。</p> <p>続きまして整理番号 2 番についてです。所在は北川町長井川坂で畑が 1 筆の 130 m<sup>2</sup>で</p>



	<p>す。申請人も北川町長井に在住の方です。家の建て直しを計画していて登記地目を確認していたら住宅の敷地内に農地があったとのことで今回の申請となりました。</p> <p>1番案件と同じくすでに、進入路と庭になっており追認での申請となっております。要件については問題ないと判断しましたので皆様のご審議のほどをよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>続きまして、農地区分について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。農地区分について説明いたします。整理番号1番・2番につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模区域内にある農地となっておりますので、第1種農地となっております。第1種農地については、原則不許可となっておりますが、例外である集落接続が活用できますので立地基準に問題はありませんでした。また都市計画法、道路法などの他法令と照らし合わせても一般基準に問題ありませんでした。あと周囲の営農上にも支障はないと判断いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、安藤委員と事務局より説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては、県に進達いたします。</p> <p>続きまして議案第55号、農地法第5条許可申請について提案いたします。この案件は県に進達する分です。</p> <p>それでは整理番号1番について委員番号6番、織田竜二委員より説明をお願いいたします。</p>
織田委員	<p>委員番号6番の織田です。整理番号1番案件についてご説明いたします。農地の所在は細見町で畑1筆の134㎡です。譲渡人は塩浜町在住の方で譲受人は細見町在住の方です。2月26日に県の担当者、事務局2名、推進委員の甲斐秀雄委員、私と譲受人で現地調査を行いました。次のページに地図がありますが、譲受人の家の隣の農地を駐車場ということで申請がありました。地図の北側にも現在家が建っており、これについては昨年の8月頃に審議した案件です。今回この農地の転用につきましては、何ら問題ないと判断しました。皆様方のご審議をよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。続きまして、農地区分について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。農地区分について説明いたします。整理番号1番につきましては、公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで第2種農地となっております。近くに第3種農地もないことから立地基準に問題はありませんでした。また都市計画法、道路法などの他法令と照らし合わせても一般基準に問題ありませんでした。あと周囲の営農上にも支障はないと判断いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、織田委員と事務局より説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>

議 長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては、県に進達いたします。</p> <p>続きまして議案第 56 号 非農地証明願いについて提案いたします。整理番号 1 番について委員番号 13 番 松田 宗史委員より説明をお願いいたします。</p>
松田委員	<p>はい。委員番号 13 番 松田です。整理番号 1 番について説明いたします。2 月 25 日に私と片伯部農地部長、松田純二推進委員で現地調査を行いました。議案の申請人の住所が祝子町になっておりますが佐野町の方です。</p> <p>現況は 3 筆が竹林になっております。申請人は 80 歳が近い方ですが小さい頃からこの辺は竹林であったとのこと。残りの 2 筆についてもクヌギ林とヒノキ、杉が植わっておりすでに山林化しており、農地には戻らないと判断しました。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>最初の申請人の住所が違うとの話ですが、事務局の方より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。説明します。農家台帳では申請人の住所は祝子町になっていたのですが、住民基本台帳は佐野町でした。住民基本台帳での住所が正しいので訂正いたします。</p> <p>議案第 56 号 整理番号 1 番について申請人の住所は佐野町 2034 番地となります。訂正いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、松田委員及び事務局より説明がありました。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので承認いたします。</p> <p>続きまして議案第 57 号 農地あっせん委員の指名について提案いたします。事務局と協議した結果、整理番号 1 番につきましては委員番号 15 番 遠田祐星委員と最適化推進委員の佐野栄一委員に、整理番号 2 番につきましては委員番号 6 番 織田竜二委員と農地最適化推進委員の榎本毅委員に、整理番号 3 番につきましては委員番号 8 番 高橋正二委員と農地最適化推進委員の甲斐安太郎委員にお願いしたいと思っておりますが、みなさんいかがでしょうか。</p>
委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>異議なしということなので、指名された委員の皆様はよろしくをお願いいたします。</p> <p>以上で議案の審議は終了いたします。引き続き報告事項について、事務局よりお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>それでは事務局より報告事項について説明いたします。報告第 27 号、農地法第 5 条届出についてです。この案件は所有権、賃借権及び使用貸借権等の権利移転を伴った農地転用です。議案書の 26 ページに記載されております。全部で 7 件の届出があり、田が 5 筆の 1,585.61 m<sup>2</sup>、畑が 4 筆の 1,457 m<sup>2</sup>、合計 9 筆の 3,042.61 m<sup>2</sup>の転用となっております。</p> <p>続きまして報告第 28 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてです。この案件は合意解約の分です。議案書の 28 ページから 29 ページに記載されております。12</p>

	<p>件の届出があり、田が 26 筆の 15,168 m<sup>2</sup>、畑が 2 筆 836 m<sup>2</sup>、合計 28 筆の 16,004 m<sup>2</sup>となっています。</p> <p>続きまして報告第 29 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてです。この案件は相続等の届出です。議案書の 31 ページから 35 ページに記載されております。11 件の届出があり田が 40 筆の 28,541 m<sup>2</sup>、畑が 42 筆の 17,381.61 m<sup>2</sup>、合計 82 筆の 45,922.61 m<sup>2</sup>となっています。内容は記載のとおりです。</p> <p>また、現況が農地以外になっている所については、文書等で指導していきたいと考えております。報告は以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。</p> <p>ございませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>ないようなので続いて協議第 10 号 農用地利用配分計画（案）について総合農政課より説明をお願いいたします。</p>
総合農政課	<p>はい。総合農政課です。協議第 10 号農用地利用配分計画（案）についてご説明いたします。その前に議案第 52 号で借賃の中に水利費は含まれるかというご質問が出ていましたが農地中間管理事業では特に定めがない場合では土地所有者の方が支払うこととなります。受けての方と出しての方で話し合いがもたれた場合に受けての方が払うことになった場合は特記事項にその旨記載します。</p> <p>今回の場合は特段話し合いがもたれていませんので水利費については地権者の方が持つことになっております。</p> <p>それでは説明に入ります。議案第 52 号で説明のありました農用地利用配分計画（案）です。田が 23 筆 24,341 m<sup>2</sup>について出して 9 名から受けて 6 名への配分で計画しております。今回の案件についてはすべて個別案件となります。重点実施地区の該当はありませんでした。以上です。</p>
議長	<p>はい。協議事項につきましてただ今説明がありました。何かご質問等ございませんか。</p>
牧野委員	<p>委員番号 17 番 牧野です。もう一度確認いたします。水利費については基本的に地主持ちということよろしいのですか。</p>
総合農政課	<p>基本的には地主が支払うこととなっています。農地中間管理事業で貸し借りをを行う場合は契約書に特記が無い場合はすべて地主持ちとなります。そのことを踏まえて賃借料を高め設定したりする場合があります。</p>
議長	<p>すみませんが、そのことについてもう少し詳しく話して貰えないでしょうか。</p>
総合農政課	<p>水利費の賦課については、基本的に土地所有者にいきますので土地の出しての方にお支払いをしていただいています。特段の話し合いがなされていて受けての方が支払う場合は契約書に特記して貰うようになっています。その場合は受けてが支払います。</p>
議長	<p>わかりました。他に何かありませんか。</p>
高橋委員	<p>委員番号 8 番の高橋です。先ほど重点実施地区の指定を受けるには面積的な問題と地</p>

	<p>域的な問題とか何かあるのでしょうか。その辺りを教えていただきたい。</p>
総合農政課	<p>指定については面積などの要件はありません。集積率などについても問題ありません。例えば集積率0%の地域から始めることもあります。そのような相談が推進委員さんや地区の代表者などを通じて話があった場合には実施地区に追加していくことになります。最近で言いますと差木野地区や川島地区があります。このように重点実施地区に指定される基準というものは特段ありません。</p>
高橋委員	<p>特段基準はないとのことですが、中間管理機構を通して集積をすれば補助事業なども活用してやれるとのことですが、われわれ農事組合法人 いがたもやろうとしていたのですが伊形地区は重点実施地区ではないので駄目だと言われました。今の所、伊形地区は重点実施地区ではないのですね。</p>
総合農政課	<p>今年度につきましては、伊形地区は重点実施地区では上がっておりません。平成 27 年度までは重点実施地区で上げておりました。</p>
高橋委員	<p>中間管理機構の方から重点実施地区になっていなければ補助整備など受けることができないと伺ったのですが過年度指定がなされていたのに何故、指定を外したのでしょうか。</p>
総合農政課	<p>すみません。何故、外されたか経緯が分かりませんので後日調べて基盤整備のお話と併せてお伝えいたします。</p>
高橋委員	<p>よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>現在、差木野地区が重点実施地区に指定されておりますが、差木野地区については、昨年 30ha を補ってきたポンプが壊れたので緊急に事業を実施しなければならないということになりました。そのようなことで現在、重点実施地区になっています。また、伊形地区についても今後、そのような話し合いをさせていただけたらと思っております。他に何かございませんか。</p> <p>ないようなので以上を持ちまして第9回定例農業委員会のすべてを終了いたします。皆様お疲れ様でした。</p>
	<p style="text-align: center;">次回定例農業委員会 3月28日(水) 午前9時30分～ 本庁舎 2階 講堂</p>

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会 長      原 田 博 史

10 番      片伯部 芳 徳

12 番      田 口 正 幸